

退隠料等給与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第73号

退隠料等給与規則等の一部を改正する規則

(退隠料等給与規則の一部改正)

第1条 退隠料等給与規則(昭和23年名古屋市規則第109号)の一部を次のように改正する。

第30条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第39号様式中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部改正)

第2条 旧共済条例に基づく年金等支給規則(昭和38年名古屋市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第34号様式中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部改正)

第3条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則(昭和43年名古

屋市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。